

阿倍野区区政会議委員公募手続事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿倍野区区政会議運営要綱第4条第2項に基づき、令和7年10月1日を任期の始期とする阿倍野区区政会議の委員の公募手続の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例第2条第2項に定める区民等で、令和7年10月1日現在、満18歳以上の者
- (2) 原則として、令和7年10月1日現在、本市職員でないこと
- (3) 令和7年10月1日現在、現職の国または地方公共団体の議員、本市の他の審議会等の委員を3以上兼務する者でないこと
- (4) 大阪市暴力団排除条例で定める暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと

(募集人数)

第3条 募集人数は、5名程度とする。ただし、選考の結果によっては、募集人数に満たない人数のみを委員として選定することがある。

(公募方法)

第4条 委員の公募にあたっては、区の広報紙等で広く周知する。

2 応募者に対しては、申込書（申込者の住所・氏名・年齢・応募動機等の事項を記載したもの）の提出を求めるものとする。

(選考を行う者及び選考の方法)

第5条 締切日までに応募に係る提出物を提出した者に対する選考は、区長が指名するものをもって構成する阿倍野区区政会議委員選考委員会が行う。

2 選考の方法は、提出書類の審査とする。ただし、必要に応じて面接を実施する場合がある。

(選考結果の通知)

第6条 選考の結果については、応募者本人に対し通知する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

附則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年7月19日から施行する。

附則

この要領は、令和元年 7 月 19 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 7 月 20 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 6 月 23 日から施行する。

附則

この要領は、令和 7 年 6 月 20 日から施行する。